

たちにいみじうけさうし給へれば、つねよりもうつくしう見え給ふ、春宮にまいりたりつるに、  
 玄かじかおほせられつれば、見たてまつりにまいりつるなり、そらごとにもおはせんに、玄かき  
 こしめされ給はんがいとふびんなればとて、御むねをひきあけさせ給ひて、ちをひねり給へり  
 ければ、御かほにさと、はしりかゝるものか、ともかくもの給はせて、やがてたゞせ給ひぬ○中略  
 この御あやまちより源宰相三條の御時は、殿上もし給はで、地下のかんたちめにておはせしに、  
 この御時にこそは殿上し、けびぬしの別當などになりてうせ給ひにしか、

〔古事談臣節〕小野宮右府藤原實資於女中不堪ノ人也、北對前存井、下女等多稱清冷水集汲之、相府擇  
 其中少年女被招寄於閑所、已有迎所、宇治殿藤原賴通聞之、侍所雜仕女中擇有顔色之者、令汲水、相誠

云、先汲水之後、若有招引者、其後弃水桶可歸參云々、果如所案、後日右府被參、宇治殿之次、公事言談  
 之間、宇治殿仰云、彼先日侍所水桶至今者可返給云々、相府迷惑赭面無所申止、

〔十訓抄七〕賢人の大臣藤原實資他事の賢には似ず、女事に忍び給はざりけり○中略あるとき、此殿の

亭の前をことよろしき女の通りける門より走り出、かきいだき給ひけるに、或人また通りあひ  
 で、車よりおりて、あれは賢人の御ふるまひかといひかけたりければ、女事に賢人なしと答て、に  
 げ入給ひにけり、

〔續世繼八〕との源有仁のいろこのみ給など、おほかたうへはのたまはせず、へだてもなくて、ふみ  
 どもとりいれて、歌よむ女房に、かへしせさせなどし、うへのめのとのくるまにてぞ、女をくりむ  
 かへなどしたまひける、殿もこゝかしこにありき給ける、いろの女房ども、おとこのもとより  
 えたるふみをも、そのきたのかたに申あはせて、うたの返しなどし給ける、小大進などいふいろ  
 このみのおとこのもとより、えたる歌とて申あはせける、あまたきこえしかど、わすれておぼえ  
 侍らず、あせちの中納言藤原公通をかじふ人の、おほやうなるも、歌などつかはしけるかへりごと